平成２２年（フ）第２３１号
長崎県諫早市栄田町47番69号
債務者　大村　昌代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
長崎県諫早市真崎町1686番地13
債務者　黒田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道浦河郡浦河町常盤町98番地の３
債務者　船越谷　満
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台20番16号
債務者　中村　智一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
仙台市太白区金剛沢１丁目19番27号　コトーＤ―102
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
茨城県猿島郡境町大字長井戸４番地３ビューティハウス201号
債務者　森田孝一郎
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０８号
茨城県古河市松並２丁目５番19号　カーサワタナベ202号
債務者　小村　　潤（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１２号
茨城県筑西市小林１番地
債務者　髙**橋**　宏幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１５号
茨城県古河市尾崎2173番地１
債務者　吉田　優子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１６号
茨城県筑西市関本下173番地３
債務者　塚田みさを
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１７号
茨城県下妻市下妻乙1274番地
債務者　吉森　美保（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４２２号
茨城県古河市尾崎3860番地５
債務者　猪瀬　行雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２号
茨城県古河市原町９番53号　コンフォート古河306号
債務者　星野　広明
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３号
茨城県古河市上辺見2650番地
債務者　吉田　住子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７６号
富山県南砺市松原新429番地８
債務者　前田　唯博
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２２２号
富山県氷見市窪1658番地１　ツインクル・スターⅠ―102号室、住民票上の住所富山県氷見市窪1658番地１
債務者　矢田部千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２３３号
富山県高岡市あわら町５番８号
債務者　芳野ハニー
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６６９号
金沢市泉野出町１丁目14番５号、従前の住所金沢市横川３丁目322番地１
債務者　上野　成人
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所